

**産業生活常任委員会**

**(平成24年7月13日)**

山本里香委員長

おはようございます。

産業生活常任委員会を開催させていただきます。

委員の皆様には、平成24年7月9日から7月11日までの行政視察、ご苦労さまでした。暑い中、大変ご苦労さまでした。また、きょうの終わりのほうでもちょっとの時間をとって、ご意見やご感想などをいただきたいと思いますので、その折にはご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本日は午前中、四日市観光大使設置条例の制定についての議論を行っていただきます。午後からは、場所を変えて第1委員会室において協議会の開催を予定しております。協議会のほうでは、中心市街地活性化基本計画の策定委員会及び企画調整部会の委員の方々にもご出席をいただきまして、中心市街地活性化基本計画について意見交換を行うこととなっております。

そちらの資料のほう、骨子案の案というようなものは第一委員会室の皆様の机の上に配付をさせていただいておりますけれども、もし事前にということでしたら、昼休みに、そちらの第1委員会室のほうでおとりいただいて、目を通していただくこともあってもいいかなと思っておりますので、ご紹介しておきます。

さて、それでは産業生活常任委員会としての審議に入りたいと思います。

発議第6号四日市市観光大使設置条例の制定についてということで進めてまいります。平成24年6月29日の市議会本会議におきまして、議員発議で発議第6号四日市市観光大使設置条例の制定についてが、私ども産業生活常任委員会に付託をされたところです。議案の審査期限については、平成24年10月5日、8月定例会議の最終日となっております。観光大使設置条例制定までのスケジュールについては、資料を机の上にお配りしてありますが、これについては事務局より、説明をしていただきます。

そして、四日市市議会会議規則第105条第1項の規定に基づきまして、委員外議員として村山議員と芳野議員に出席をしていただいております。資料として、四日市市観光大使設置条例案をお配りしてありますが、これにつきまして説明していただくということなのですが、よろしいでしょうか。

お諮りいたします。

(異議なし)

山本里香委員長

異議なしということをお願いをすることになります。

また、所管部局として、商工農水部に出席をしていただいております。商工農水部からは四日市市観光大使設置条例案について、また、その後、行政としての意見なども伺うという段取りになっております。

きょうは、四日市市観光大使設置条例案についての議論を行って、修正などの必要があれば、どのような形でこれをつくり上げていくのかということについて議論していきたい。そして、きょうだけではなくて、きょうと、それからもう一回、産業生活常任委員会でこのことについて議論を進めながら、パブリックコメント等の流れもありますので、平成24年8月末にもう一度議論をする時間、8月定例会議会の中で議論をする時間を確保しなければいけないというようなことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、この流れがどのようになっているかということにつきまして、事務局より説明をさせます。

栗田議会事務局主事

済みません。座って失礼いたします。

観光大使設置条例制定までのスケジュール案という資料をお配りしておると思っておりますので、そちらのほうにつきまして、事務局より簡単ではありますが、説明のほうをさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、一つ目の丸でございますが、平成24年6月29日の本会議において提案説明が行われまして、産業生活常任委員会へ付託されることが確認されました。なお、審査期限につきましては、8月定例会議会の最終日である平成24年10月5日までとなっております。

二つ目の丸でございますが、産業生活常任委員会へ付託されることが確認をされましたもので、条例の案、先ほど委員長のほうからもお話があったと思うんですけども、条例の案というものを今回資料としてお配りしてございますので、そちらにつきまして議論を行っていただきまして、最終的に採決をとっていただく必要がございます。

審査の日程といたしましては、本日が初日となりまして、以降は平成24年7月26日と平

成24年8月3日、ただ、平成24年8月3日につきましては、翌日から大四日市まつりがございますので、理事者は不在となります。ただ、委員間における議論に積み残しがある場合は、こちらの日程で議論をしていただくというふうな形になってございます。

あと、予備日という形で平成24年8月9日を予定してございます。

三つ目と四つ目の丸になるんですが、こちらは、パブリックコメントの実施についてでございます。こちらにつきましては、議会基本条例の中でも議員発議の条例に関してはパブリックコメント等のさまざまな手法により、市民等の意見を反映していくといった内容がうたわれてございますので、こちらを実施していく必要がございます。既に事務局サイドで平成24年7月下旬号の広報よっかいちで周知を行う段取りを行ってございます。

パブリックコメントの実施期間といたしましては、平成24年8月1日から8月15日の間で行う予定でございます。なお、パブリックコメントにつきましては本日お配りしているこの条例案で意見募集を行うというふうな形になってございます。

ですので、五つ目の丸でございますけれども、パブリックコメントの結果を受けて、それを反映させた条例案について一度ご審査をしていただく必要がございます。つまり、産業生活常任委員会の中で出された修正案、これとパブリックコメントにおける意見を最終的に二つこれをあわせるような形で進めていただくと、そういったふうな形になります。

ですもので、二つ目の丸でお示ししている日程案のほかに、8月定例会議会の中で1日、日を設定させていただきまして、意見集約、パブリックコメントで出てきた案と、委員間が出された意見を集約して、それについて審査をしていただく必要がありますもので、よろしく願いいたします。

最後の丸でございますが、平成24年8月定例会議会の最終日の10月5日に委員会審査結果を報告して、採決、条例公布、施行というふうな流れになってございますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

山本里香委員長

今のスケジュールについて、質問などありますか。

(なし)

山本里香委員長

なければ、スケジュールということをお願いを頭に入れていただきまして審議を進めていただきたいと思います。

それでは、発議者であります村山議員、芳野議員から説明をお願いいたします。

村山繁生委員外議員

おはようございます。

私のほうからちょっとごあいさつだけ。本当に委員会の貴重な時間をおとりいただきまして、ありがとうございます。

昨年、市長のほうで観光元年ということを出されまして、それに伴っているいろんな事業が実施されているわけでございますけれども、やはり地場産業活性化という観点においても、四日市市というものをもっともっとこう強く幅広くアピール、発信しなければならないと思っております。

そんな中で、1期生の勉強会の折、森智広議員のほうから、観光大使設置条例を制定してはどうかという提案がなされ、私たちもそれに賛同して、そして、各会派の代表にも発議者となっていただいたというところでございます。ですから、どうかこの委員会の皆様におかれましても、条例制定に向けてご理解ご協力のほどを切にお願いをいたしましてということで、詳細のほうは芳野議員のほうから説明していただきますので、よろしく願いをいたします。

山本里香委員長

では、芳野議員。

芳野正英委員外議員

おはようございます。

本日はお時間をいただきまして、観光大使設置条例のご審議をありがとうございます。

趣旨等に関しましては、先ほど村山議員もお話をさせていただきましたし、本会議において森議員のほうからも趣旨説明がございましたので、その点は皆さんも重々ご承知いただいているのかなというふうに思いますので、私のほうから、こちらにお配りさせていただいた案について、少し説明をさせていただければと思います。

今、観光大使設置条例ということで、条例化しているところは他市を見ても余りないのかなというふうには思っておりますけれども、その中で、まず趣旨といたしましては、四日市市にゆかりのある者を通じて、四日市市の魅力、よさを国内外にPRしていただくと、そのための四日市市の観光大使ですね。これは、名称等に関してはいろいろご提案もあるのかなというふうには思っておりますけれども、とりあえずといいますか、条例上では観光大使という名前でつけさせていただきましたけれども、制度の設置実施に際しての事項を定める条例とさせていただこうと思っております。

観光大使設置条例第2条にございます対象でございますけれども、これは例示列举というような形にさせていただこうと思っております。(1)から(4)が例示で、本市の出身者もしくは本市に相当期間勤務または居住した者、いろんな本市の事業でゆかりがある者ということで、例えばテレビ番組なんかで、四日市市出身で、今、出演していただいている方とか、四日市市にゆかりのある方ということですね。この方を入れていくと。

それから、同じようにこの下の活動、5条で示すような活動ができると認められるような方々を観光大使として設置をしますし、特にこの中に該当しなくても、市長が特に必要と認める者に関しては、観光大使として新たに委嘱ができるというような形にしたいというふうには思っております。

その形でございますけれども、第3条で委嘱という形で、市長から観光大使に対して委嘱状を交付して行うということを今は想定しております。

加えて、観光大使というのは、無報酬というふうなことを考えておまして、これは他市の事例などもそうなんですけど、おおむね大体大使としての活動に関しては無報酬ということ想定されております。財政上の大きな負担ということが、設置条例において起こるかということ、そうではないんだろうなというふうには考えております。

続いて任期ですけれども、任期もいろいろ1年ですとか、何年とかいうのがございますけれども、当面3年という形でさせていただきました。もちろん再任を妨げないような形で、活動に差し障りのない以上はずっと続けていただこうかなというふうには思っております。

あと、活動ですけれども、観光大使に行っていただくような活動としましては、市の観光のPR、これは四日市市で行う場合もそうですし、東京等もしくはそういった大都市で行うような観光PRに対して、お越しいただいて、いろいろ市のPRをしていただくと。

もしくはこの市の観光施策に対する意見ですとか、助言をしていただくですとか、あと、

市長が必要と認めるような活動を大使として行って、市のPRに努めていただきたいなというふうに思っています。

それに対して、四日市市は観光大使としての名刺ですとか、本市の観光情報を提供するような、そんな便宜を図っていききたいなというふうに思っておりまして、例えば先ほど無報酬というような形をお話はさせていただいたんですが、例えば交通費等は、これは報酬とは別途なものでございますので、例えばそういった交通費を支給するという部分は、この5条の2項にあるような形で必要な便宜を図るということも必要になってくるのかなと思ひまして、加えさせていただきました。

6条として、観光大使に関する事務ですけれども、これは以前、議員政策研究会のときに草案で出させていただいたときは、政策推進部というような形にしておりましてけれども、やはり観光推進室を持つ商工農水部が事務を行っていただくのがいいのかなというふうに思ひまして、商工農水部というふうにさせていただきました。

7条として、委任ということなんですけれども、観光大使の実施について必要な事項というのは、市長が施行のいろいろ細かい点、例えば観光大使といってもいろいろ不祥事があって、任期中に観光大使を外さなあかんということも起こる可能性がございます。そういった細かな事項に関しては、市長が、市長部局が決めます。別に定める要綱ですとか、そういったところでいろいろ細かい点は決めて、運営に関する点はそちらでやっていただくということも可能なようにしていきたいなというふうに思っています。

これが観光大使設置条例の概要でございます、これはあくまでも案でございます。先ほど申し上げたように、四日市市観光大使という名称から始めまして、いろんな点でまだ変更の可能性もありますし、いろいろご審議をする中で検討をいただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

山本里香委員長

それでは、今、全体としては大前提のところの皆さんのご意見を伺ってからつくるといふ目的のために、条項を確認していくという作業に入ると思いますが、今の発議者に対しての質問がありましたら、ここでお受けをいたします。発議者に対しての質問がありましたら。

小林博次委員

条例化するというのはかなり重いことなんやけど、気になる点は、観光大使にお願いしますということをお願いすると、おおむね受けてくれるかなと、わずかな金なら、もらわんほうが気楽かなというふうには思うんや。ところが、条例で、例えば、これ、観光大使になっているけど、ここの解説のほうではシティーセールスなど広い意味の活動をさせるんやということになると、名は体をあらわすということになると、この名称は、ここで提案があればという、そんなニュアンスで聞き取ったんやけど、やっぱりそうでない名称のほうが条例としてはいいような気がするんやけど、これ、文章がずっと観光大使になっているので、その辺がどうなんかなと。趣旨、趣旨やね。

山本里香委員長

それでは、発議者としてのご意見を伺います。

芳野正英委員外議員

ありがとうございます。

小林委員のご指摘は確かにもうおっしゃるとおりでございます。これ、観光大使というのは、他市でもいろいろ始まっているところでございますけれども、観光大使としての役割をもう超えた活動なんかをされているところもあります。ですから、最近是他市を見ておっても、ふるさと大使ですとか、観光特使とか、そういったものもありますけど、いろんな名称に広がりを持ってきておりますので、かちっとした名前の観光大使という形が本当にいいのかと、もう少しこう広げた、いろんな活動をしてもらえるような名称というのを考えていただいて、そこを変えていくということも、私は一つの考えとしてはありますので、例えば観光大使としての観光の部分で言いますと、観光PRになってくるんですが、例えば今、四日市市が行っているふるさと納税を、じゃ、四日市市の、東京に住む四日市市の皆さんにPRをしていこうとなると、観光大使というよりはふるさと大使とか、そういった名称にもなってきますし、いろんなその市のやっている施策に対するPRになりますと、これは観光大使という名前よりはもう少し柔軟な幅広い名称があってもいいのかなというふうには考えてはおります。

山本里香委員長

としますと、広げた形での討議もということですね。



小林博次委員

そうすると、これ、ずっと読んでいくと観光になるんやけど、こういう表現がやっぱり幅を持った表現に変化しないと、若干まずいかなという気がせんではないな。それだけ。

山本里香委員長

じゃ、後の審議のほうでということ。

ほかに発議者に対しての質問に限りますが、よろしいですか。

伊藤 元委員

済みません。ちょっとお聞きしたいと思います。

一つは費用のほうですが、無報酬ということですね。それで、2のほうで便宜を図るよう努めるものとする。名刺代もしくは交通費、食事代等がよく考えられるのかなと思うんですが、費用、これぐらいのことだけでしょうか、やっぱり。ほかに例えばいろんな活動があると思うんやけれども、本当にその活動してもらう時間が、かなり制約されてくる。そしてまた、芸能界の方やとか、いろんな業界の方ですと、それなりのやっぱり費用というのがあるんやけれども、これ、よそはみんな無償なんやろうか。それで、そういう経費というのはどれぐらい年間に見ておる、何というか、想定するものなのかなというところをちょっと一つ聞きたいのと、それから、7条のほうで、市長が別に定めるというふうな文言になっておりますが、これもこういうことでいいのかなと、ちょっとその辺だけ簡単に。何も反対するものじゃないんですが、必要な事項というのは、ある程度決めておかなければいけないのではないかなというふうにも考えるんやけど、その2点だけ済みませんが。

山本里香委員長

それでは、今二つありました1点目については資料もありますので、後に理事者からの説明でよろしいでしょうか。発議者でなく、理事者から説明をしてもらいます。それでは、二つ目については、発議者より説明を行っていただきます。

芳野正英委員外議員

ありがとうございます。

先ほどの伊藤委員のご指摘でございますけれども、施行する上での細目ですけれども、確かにこう条例といいますか、議会として決めておかなければならないところもあるのかなという思いもあるんですが、逆に観光推進室のほうで、それぞれ多少柔軟な運用も必要になってくる部分もあるのかなというふうに思っています。ですから、先ほど申し上げたような観光大使を設置するのはいいけれども、不祥事を起こして、それを、じゃ、どうやって取り消すかという取り消し方ですとか、あとはちょっと一つ目の質問にもかかわってくるんですが、実は観光大使としての報酬は無報酬ということもありますが、例えば他市の事例も、例えば今、若い、若者に人気のある人を観光大使に任命した後、成人式なんかにはゲストとして呼ぶという場合がございます。そのときに無報酬で来るという考え方もあるんですが、実を言うと、成人式の開催費用の中にゲストの講演料として支払うという事例も他市ではあります。これは観光大使としてというよりは、成人式のゲストとして呼んでいますので、その部分で報酬を支払うということはしていたこともあるそうです。

こうしたそれぞれの運用は、そのときそのときの判断というのも多少出てくるのかなと思いますので、そうすると、条例で余りかちっと決める部分ではなくて、条例としてはある程度観光大使というのがありますと、その部分ではいいんですが、その下の実際にする施行の部分は要綱で決めていくというのも手なのかなというふうに思っていますし、他市でいうと、先ほど申し上げたように条例として定めているところはほとんどないものですから、ほとんどその設置自体がもう要綱にはなっていますので、そういう点ではこういった市長、いわゆる担当部局に委任をするということが適切なのかなというふうに考えております。

山本里香委員長

よろしいですか。

伊藤 元委員

ありがとうございます。

ただ、先ほども言われましたけれども、条例化していく中で無報酬となっておると、どうしても無報酬で来てもらっておるのに、出演料をもらっておるやないかというふうなこともよく言われてしまうと、その人にも気の毒になるし、ちょっと薄れるのかなという思

いがありましたので、ちょっと聞かせていただきました。

また、それじゃ、後で説明を細かく聞いて判断します。

芳野正英委員外議員

ちょっと説明として、私も、先ほどの成人式の事例は、他市でやっている事例なんですけど、果たしてこれが本当にいいのかといいますと、確かにそのほかの観光大使が複数いる場合、ほかの方との差が出てくるだろうなというふうには思っていますので、その辺を本当に、例えばそういった式典、市制何周年の式典ですとか、そういったときに呼ぶときに、式典行事としての費用で周知をすることは、講演費として払うことが本当にいいのかというのは、これは慎重に判断をしていかなければなりませんし、決して四日市市で必ずそうするということではないと思います。

ただ、それを一つの事例として、いろんな市が観光大使をこれから活用して、いろいろ取り組みをするときに、ある程度、実際に交渉する観光推進室が柔軟な運用ができるように設置条項は推進室がある程度決めていけるような形がいいのかなというふうには、私は考えております。

伊藤 元委員

ありがとうございます。

山本里香委員長

それでは、発議者に対する質問ですか。

荒木美幸委員

お願いをします。今、要綱の話も出ましたので、他市では要綱が非常に多いということで、たしか名張市がことし始まっていますが、要綱で始まっていますね。条例というと非常に縛りがきつくなりますし、非常に重いと考えられますが、要綱ではなく条例にこだわったその思いを教えていただければと思います。

芳野正英委員外議員

これは、やはりその一つはスピード感を持ちたいということもございまして、これはも

ともと本当の発議の発議といえますか、本当の主導はここにもおられる森議員からの提案ということでございますけれども、もともとやはり森議員としても、政策推進部ですとか商工農水部にもこういった要綱の設置を依頼していた経緯もございます。その中で、確かに市としても今、検討にはしているところだと思いますし、政策推進部もシティーセールスという観点で観光大使に近いようなことを考えているということもあったと思います。ただ、なかなかそこがちょっとスピード感に対しては不満もありましたものですから、まずは条例という形で提起をさせていただくことで、こうした議会も含めまして、議会執行部それぞれが観光大使の設置に関して前向きに考えて、スピード感を持って考えていただく。条例化をして、皆さんからご審議していただくことで、今年度中にはこういった観光大使というのを実現するものにしていきたいなという思いから、今回こうした形での提案ということをさせていただきました。

荒木美幸委員

ありがとうございます。

山本里香委員長

ほかに、発議者に対するの質問は、いかがでしょう。よろしいですか。

(なし)

山本里香委員長

では、なければ、後での審議にはまた入っていただくとして、農水商工部より観光大使についての意見をお願いいたします。

清水商工農水部長

議会のほうから観光大使条例の制定についてということで、ご提案をいただいたところでございます。実は先ほどからも議論がありますように、私どもも観光大使的なものをもう少しこう幅広のものができないかということで、実は検討しておったところでございますけれども、スピード感が足りないということで、今回の条例の制定についてのご提案があったものだというふうに、私、認識してございます。結果的には私どもの背中を押して

いただいたものというふうに認識してございます。

私どももいろんなご意見を申し上げながら、ご提案いただいた条例について、成案に向けてご協力させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。資料については、担当のほうからご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

山本里香委員長

岡田観光推進室長、お願いします。

岡田観光推進室長

皆さん、おはようございます。

観光推進室長の岡田と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元、資料1、四日市市観光大使設置条例の制定についてというものと、ちょっと資料2というちょっと綴じたもの、A3で恐縮ですが、三つ折りにしたものがございます。これに従いまして説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。なるべく手短かに議論する時間を長くということとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほど商工農水部長も申しましたが、今回のご提案によりまして、本当に背中を押していただいた気持ちでございます。本当にありがとうございます。

今回のご提案は、観光大使になってもらった人も、それから、市民も気持ちよく市をPRしていただくメリットを享受するという制度にしていただければと思っております。積極的にそう思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1のご説明をさせていただきます。

まず、1ページ、条例案についてということで、最初の3行は説明でございます。他都市の資料の説明でございます。他都市の状況と、それと観光大使設置条例の条例化についての検討状況を報告させていただきます。

まずは、他都市のふるさと大使、あるいは観光大使等に関する調査結果、これが資料2でございますので、後ほどで結構です。ご確認いただければと思います。以後、資料1によって、資料2の概要をご説明させていただきます。

資料2の概要は、平成23年4月に東京事務所が中核市規模の都市を調査したもので、資料2の1ページですが、それに加えて平成24年6月に最新情報を追記したものでございま

す。これが資料2のご説明でございまして、1ページが最新情報、それから、2ページ以降のA3が平成23年4月時点での他都市の状況ということでございます。

以下、資料1によってご説明します。

観光大使の設置につきましては、すべての都市が要綱または内規にて対応しております。

それから、(2)40都市ございますが、そのうちの24都市がふるさと大使または観光大使等を設置しております。なお、著名人、芸能人等を大使として任命しているのは24都市中の18都市ということでございまして、有名人とは俳優、歌手、会社役員などとなります。それから、著名人以外につきましては、一般の応募選考型のいわゆるキャンペーンレディーとかというふるさと大使の形でございます。

(3)市から大使への提供物としましては、三つ大きな物がございまして、名刺、それから、広報物、それから、PRをしてもらうために特産品などを大使に味わってもらったり、使っていただくという意味で特産品などを提供しております。

(4)大使への依頼事項としましては、ここに挙げてあるとおりの先ほどから出ておる市のPR、それから、なんですが、観光だけではなく市の自然とか産業、歴史等々のPR、あるいは情報提供なども行っているところもございます。

(5)大使に関する経費支出は、大使就任自体については無報酬という決め事がございます。ただし、ふるさとイベント等への出席時、旅費等の支出は行う場合はあるところもございます。

2ページでございます。

(6)各都市の観光大使制度の活用事例としましては、ここに挙げておるとおり、本人が出演する番組、著名人ですので、雑誌等々での取材における市のPR、それから、ブログとかによる市のPR、あとはイベント、それから市の観光PRビデオへの出演等々でございます。

(7)各都市の大使制度の問題点・課題、これは聞き取りをしております。

有名人、著名人である大使は豊富な人脈を持っていますが、現状では市として十分に生かし切れていないという都市もございます。これが多いです。

二つ目のちょぼ。大使がイベント等を行うときにPRグッズが欲しいなど、先ほど予算がないので、パンフレット等でごめんしてもらっておるというようなところがございます。

あと、経済界の大使もございます。会社役員等の。活用に苦慮するところがあると、これ、ストレートな文言ですが、タレント等の分野においては、先ほど来のPRということ

は多くやっただいていてるので、そういうタレント等の方の活用に傾いておるとい  
とでございます。

あとは大使の任用基準の明確化。変わったところでは、著名人、有名人に対する意見が  
賛否両論あり、その対応に苦慮していること。これは、何であの人になったんやというよ  
うなことを聞きました。

それから、大使が所属する、これはもう大使本人は善意の大使ですね。それから、ほと  
んどが善意になってくる。それにはタレント事務所がでございます。事務所からの本人活用、  
いわゆる売り込み等があり、苦慮しておると。イベントにちょっと使わせてやってくれと。  
何で使えやんのや、というようなことでも苦慮しておるといところがでございます。ただ、  
(7)の項につきましては、運営側、理事者側の努力によって解決すべき問題であり、解  
決することができると思っております。

大きな2番、大使条例(案)についてでございます。

(1)と(2)、(3)はちょっと違いますので、(1)先ほどからご議論があります  
大使の位置づけについてでございます。私どもの希望としましては、観光に特化せず、地  
場産業等を含めた魅力、シティーセールスなどを広い意味の活動として大使にはお願いし  
たいなど、これはそういうことを切に願って、お願いもこの場でしようと思つて記述させ  
ていただきました。

それと、あと(2)と(3)については条例化のメリット、あるいは(3)は課題とい  
うことで、最後に説明させていただきます。

メリットにつきましては、条例化によるPR効果、全国初でしょうから、そういったと  
ころがあるかなといつところでございます。あとはパブリックコメントによる大使制度が  
市民権を得るといふところで、何でも政策はそうなんですけど、市民権を得やんとかな  
かはやらんといふか、広がらんといふところがありまして、これについては非常にメリッ  
トがあるところかなと思っております。

逆に課題でございます。条例化による課題という意味でございます。大きく二つござい  
まして、大使の身分、報酬の取り扱いについて検討が必要となるようです。これはまだ、  
確定の判断ということで、きょうはお示しできませんが、法律の専門家に相談をしておる  
現状について書かせていただきました。見開きの3ページに法律を、線を引っ張っており  
ます。大使の身分、報酬の取り扱いについて検討が必要になるということで、地方公務員  
法第3条3項2号、これは3ページの上の段の線を引っ張ってあるところでございます。

2より、身分が特別職となり、報酬を支給しなければならないという見解がございます。  
3ページの地方公務員法の下線の部分を要約してみますと、条例の規定により設けられた委員等の公選の職のものは、特別職となるということが、条例で決めると、こういう判断にもなり得るという見解がございますので、こういうふうな記述をしております。

そして、特別職となると、3ページの下段、地方自治法で第203条の2の下線を引いてあるところで、最後の部分、特別職には報酬を支給しなければならないという項目がございますので、条例化による課題ということでございます。

それと、あと二つ目のちょぼ、大使に義務的な責任が発生する。法的拘束力のある条例、先ほどもありましたように、条例というのは厳しいものだと思いますので、一般的な法的拘束力のある条例で大使の活動を規定することによって、例えば要綱で規定する場合に比べ、より義務が明確になるというような、これによって派生されるものは、なり手が、慎重な大使さんについては、なり手が少なくなる可能性もないかという懸念でございます。こういったところが今現在の段階で確認中ございまして、一部の法律相談でこういう見解もあり、リスクもありますという状況でございます。

以上がご説明でございます。

山本里香委員長

それでは、今の理事者からいろいろ調査をしていただいたことなどを含め、これを踏まえて、まず発議者の方に対して、あるいは理事者の方に対して、質問があったら、どちらにかということをお明確に言っていただいて、まず質問を受けつけたいと思います。

樋口龍馬委員

理事者の方をお願いをいたします。

2ページ、2の(3)の検討を要する課題、大使の身分・報酬の部分で、法令部分で教えてください。

第3条のほうは非常にわかりやすいんですが、203条の2の部分、この中で今回の観光大使はどの立場に当てはまるという考え方をされているのかということをお聞かせいただきたいのと、最後の身分、非常勤の職員(短時間勤務職員を除く)という部分がありますが、短時間勤務職員に関しては報酬を支払わなければいいという読み方で、間違っているのか、いないのか、その部分を教えてください。



山本里香委員長

どなたが。

岡田観光推進室長

樋口委員のご質問にお答えをします。

まず、申しわけございませんが、法律があまり詳しくないというところでございます、確定的なご返事が、申しわけございません、できかねますので、これは確認をさせていただきます。ただ、ご説明の段階で申し上げたことにつきましては、条例による地方公務員法の特別職に当たるものと、それは地方自治法第203条の2にリンクするという法律の総務部のほうからの見解、説明をそのままご説明しただけでございます、深い知識がございませんので、ちょっと申しわけございません、確認をさせていただきます。

樋口龍馬委員

議員提案の条例に対する課題として提案をしていただいている部分でございますので、なぜそこが課題になるのかという点が、私が今ぱっと見ただけでも、観光大使は、私は短時間勤務職員がもし除かれるのであれば、1日の活動時間の中において、観光大使としての活動時間というのを明確に表現した場合、当たらないのではないのかなというふうに考えたので、そのような質問をさせていただいた部分と、この線を引いていただいた次の2のほう、前項の職員に対する報酬は、勤務日数に応じてこれを支給するとなっておりますので、イベント等で大使としての身分ではなく、ギャランティーの発生するような身分で、それを招聘した場合、日給を大使として支給するのではなく、個人に対して正当な報酬として支払われた場合、全くこれが課題に当たるというふうに私は考えられませんでしたもので、もう一度そのあたりを精査していただいて、本当に障害となる、我々の委員会協議の中で、きょう、審査の対象にしなければいけない事項なのかどうか、そこをしっかりとご理解いただいて、ここの部分はもう一回上げ直していただきたいなというふうに思いました。よろしくをお願いします。

清水商工農水部長

室長も言いましたように、ちょっとこの辺は疑義があるということでのご提案でござい

まして、今、法律の専門家あるいは総務省のほうへ問い合わせ、地方公務員法でどうなんだというのを、今、聞いております。まことにきょうまでに間に合わなかったことは申しわけないですけれども、もうしばらくお時間をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

樋口龍馬委員

ありがとうございます。非常によくわかっているつもりではあるんですけども、ただ、その物の聞き方だと思うんですよね。これがやれないんじゃないでしょうかって、もしやりたくないような気持ちが入っての質問の仕方だと、読み解き方が変わってくると思いますし、自分たちとしては非常にやりたいんだということで、ポジティブな答えを引き出したい、そういう質問の仕方になっているのかどうか、そこを疑う気はないんですが、そちらの心づもりの部分、言葉の発し方に細心の注意を払っていただきながら、ぜひポジティブな解釈を、あくまでこれはもう法の解釈という部分になってこようかと思っておりますので、より我々にとって有効な解釈が得られるような回答の仕方をしていただくことをお願いさせていただきたいと思っております。

以上です。

岡田観光推進室長

ありがとうございます。

まさにポジティブに背中を押していただいたという、繰り返しになりますが、そういう意味でございます。

それと、一方でまだ確認中でございますので、検討はさせていただきますし、こんなことを言ってあれなんですけど、そこを、細かいところを突いてくる、意思統一していない人たちからのマイナスチェックというか、そういったところもやっぱり今回、法律を勉強させていただいて、まだ足りませんが、そういうところも感じておりますし、いいものにしていきたいと思っておりますので、引き続き確認をさせていただきます。商工農水部長が申し上げたとおり、きょうに間に合わなかったことをおわび申し上げます。

山本里香委員長

それでは、このことで、このことでほかにちょっとありませんか。

小林博次委員

ほかに。

山本里香委員長

今の法律との関係での質問が、今、出ていますけれども、そのことに関連してのことで、ありますか。

加納康樹委員

あわせて確認だけお願いをしておきたいんですが、ですから、検討を要する課題のところの記述として、ここだけ断言してあるんですけど、地方公務員法第3条第3項第2号により、身分が特別職となりというところで、これ、特別職と本当になってしまうのかという疑問点と、それと、それに符合する形で、地方公務員法の、だから、抜粋の3条3項2号の条文でいくと、括弧の中の審議会その他これに準ずるものに当たるから特別職とになってしまうのか、審議会その他これに準ずるものに、観光大使というものがそこにまで当たってしまうのか、多分その辺の見解が割れておるんだと思うんですが、そういうところもあわせてはっきりしていただいて、次回でお示しをいただきたいなというふうに思います。

岡田観光推進室長

ありがとうございます。

課題ということで、表現がちょっと言い切っている形になっておりますが、そういう見解もあるということでございますので、次回までにきちっとした見解というか、まとめて議論が前に進むようにという形にさせていただきたいと思います。これは総務部とも調整をしてということになるかと思えます。

以上です。

山本里香委員長

よろしいですか。

伊藤 元委員

多分一緒のことやと思うんやけど、ちょっと自分なりに確認させてください。

こうやって条例で観光大使を設定すると、報酬を払わんならんのやね。本来。ところが、それを無報酬でということを書くことによって、それがそのようになっていくということでもいいのかな。要するに、2ページのところやと、これ、身分が特別職になり、報酬を支給しなければならないというのがこの条文に当たるわけでしょう。それで、3ページの最後の4番のところに、報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、条例でこれを定めなければならないとなっていますから、条例で無償とするということを記載することによって、それが可能になってくるということによって理解してよろしいですか。そこら辺がまだ疑義があるから、しっかりと確かめるということによってよろしいですね。お願いします。確認です。どちらでも結構です。

岡田観光推進室長

一言で言うと、疑義がまだある、リスクがあるという段階でございますので、確認をさせていただきます。

山本里香委員長

先に、岡田室長、続けてちょっと。

岡田観光推進室長

済みません。続けます。

今ある参考にと思って聞いていただいてよろしいでしょうか。

今ある一つの見解でございますが、条例で観光大使を設置、いわゆる委嘱することで、地方公務員法上の特別職となると、これ、検討しますが、今の見解です。一面的な見解です。条例で観光大使に委嘱することで、地方公務員法上の特別職となって、それによって市から観光大使への報酬の支給義務が生じると、また……。

山本里香委員長

支給義務が生じる。

岡田観光推進室長

はい。

それで、一つの見解ですよ。地方自治法203条の2条の先ほど申された第4項によって、観光大使の報酬の額、それから支給方法については条例で定めなければならないというふうになります。なお、報酬を支給しないという方法につきましては、観光大使本人から、なってもらった観光大使本人から、観光大使の報酬は要りませんという意思表示をした書類を出していただくというようなことが、一つの見解です。最終報告ではございませんし、そういう考え方もあるということです。何度も言って申しわけないですが、そういった形の考え方もある。そうすると、課題ということになるものですから、ちょっとここに挙げさせていただいたということでございます。

山本里香委員長

規定はしても、辞退というようなそんな方法もとれるかもという。

岡田観光推進室長

条例で設置したこういう、例えば委員については、法律どおりでいうと、委員については報酬を支給せないかん。報酬も条例で決めやないかと。そこまではもう全くそのとおりです。ちょっと観光大使を抜いた一般論ですが。それを、報酬を、例えば条例上で無報酬とすることはできません。ただ、無報酬とするには、本人さんが報酬を放棄するという意思を示せば、それはもうそういう意思表示ということなのでということなんだろうということで、今、そういった一つの見解をご報告をさせていただきました。

清水商工農水部長

いろいろ言いましたけど、一に観光大使を条例で委嘱したときには、地方公務員法の特別職になるかどうか、ここを確認すると。ここを確認することによって、あと、もうずっと変わってきますので、そこをまず確認したいというのを、法律の専門家あるいは総務省にお聞きしておるという状況でございます。

山本里香委員長

それでは、今のこの流れの中で発議者の意見を求めます。

### 芳野正英委員外議員

先ほどの理事者の答弁でございますけれども、私の見解はちょっと若干異なっております。地方公務員法第3条第3項第2号、これは、要は法令、条例、規則、それから、地方公共団体の基本が定める規程、四つで定めた委員会、委員及び委員会という部分に規定されておりますので、例えば他市のように要綱で定めても、要綱は、これ、規定でございますので、要は要綱で定めたとしても、これ、無報酬ということは疑義が生じるわけです。この場合、多分他市は、運用としては、第2号の委員ではないと。要は観光大使というのは、ここのこの第2号に当たらない、その委員には当たらないのではないかという解釈をしている可能性があるのかなというふうに私は考えています。もしこれを無報酬にしていたときに、もし該当する場合、これは逆に地方自治法の206条では報酬の異議申し立てがございますので、要は、何で無報酬なんやと。我々は特別職なので、報酬を支払えという異議申し立てをされた場合に、それは地方自治体側としては非常に厳しくなると思います。そのために、先ほど申し上げたような辞退の申請書を出させるというのは、規定をどうするかは別としても、委嘱もしくは観光大使になっていただくときに、保険として、辞退の書類を書いていただくということも、保険としてはあり得るのかなというふうには思っていますけれども、私はまずこのここにある特別職には当たらないというふうな運用を他市もしているのではないかなという、これは他市に確かめたわけではないので、確かにその部分。もしくは総務省が見解として、これも、これ、特別職に当たると言われれば、それまでなんですけれども、私自身としての見解は、これは特別職には当たらないんじゃないかなというふうには思っています。

### 山本里香委員長

それでは、特別職にかかわる法的な部分についての、ほかに質問なり、ありますでしょうか。

### 石川善己委員

ちょっと参考に教えていただきたいんですけれども、地方自治法の抜粋のほうの第203条の2第4項で、報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は条例でこれを定めなければいけないとあるんですけれども、実際に報酬の額とか支給方法に縛りはあるんですか、これ。独自の支給規定を設ければ、いいんですか。変な聞き方なんですけど、例えば現物支給で

もオーケーとか、そういう縛りがあるのか、ないかというのがわかれば教えてほしいんですけど。

山本里香委員長

どなたが。

岡田観光推進室長

手を挙げましたが、わかりません。

石川善己委員

もう一つそれについて、じゃ、調べておいていただきたいんですけども、要は報酬額の多寡は関係ないということですよね。要は年額5000円でも1000円でも払えばいいということになってくるんですよ。その幅が、縛りがなければ。それで、そういう理解でいいかどうかというのもちょっと調べていただければと思います。

山本里香委員長

じゃ、調べていただくということによろしいでしょうか。今のことでよろしいですか。

芳野正英委員外議員

私も専門家ではありませんので、これもやっぱり多少調べる必要があるのかなと思いますが、1点この地方自治法第203条の2の趣旨でいいますと、特別職に当たれば必ず報酬は支払わなければならないということはあると思います。ただ、私の持つ本でいうと、これは支給される報酬というのは、要は生活給ではございませんので、特に特別職の場合は、勤労、労働に対する反対給付、つまりそれに対する報酬ですので、そのまま。そうすると、通常で考えれば、現物給付でも構わないということはあると思います。

山本里香委員長

それでは、この件については次回のおきまでにきっちりと、今、皆さんから出た質問などが解消できるように、まず1番は特別職かどうかということがネックになってくると思いますので、調べていただくということで、次、ほかのところに進んでもよろしいでしょ

うか。

(異議なし)

山本里香委員長

それでは、小林委員、お願いします。

小林博次委員

ちょっと二つほど質問。

これ、日本じゅうにある観光大使は、例えば対外的にそのまちをPRするというのは余り感じられない。現実問題。例えばいわき市ならいわき市の中で対応されるときに、そこへ来ていただいて、だから、いわき市民に向けてPRがあると、こういう役割がほとんどではないかと思っているんやわ。問題はどれぐらいの予算をかけて、何をしようとしているのかという、そのあたり、理事者がどれぐらいの腹を持って、これを眺めているのかというのをちょっと聞きたいの。例えば全国ネットでテレビ発信、情報発信をしようとする、15秒で5000万円ぐらいかかるわけやな。それやと、あの人、例えば今、予定されておるような水野美紀さんが四日市市の観光大使になって、テレビ出演してもらって、四日市市のPRをしてもらおうと、それで四日市市へ来る可能性があるわけやわね。そうでない限り四日市市へ来てもらって、里帰りかで、成人式に出て、そんなような感じであると、余り条例で打ち立てたが、しかし結果は余り変わらんなど、要綱でも。こんなようなことになりかねんのかなという危惧をしているわけ。

その辺がどうなのかというのが一つと、それからもう一つは、どうして担当部署が商工農水部なのかと。ほかの観光とかいろいろあると、これ、これだけ何かさわるといのは難しいと思っているんです。ですから、秘書課とか、市長が直轄して何か対応できるようなやり方のほうが、スピード感と、それから、これだけを取り出して対応できる、そんなことがあるのかなという気がしているので、どうして一番カメの親戚みたいな商工農水部になったのかというのを……、何を笑っておるの、その二つをちょっと素朴な疑問として知りたいと。

山本里香委員長



2点ですが、理事者の方に向けてが1番、2番は……。

小林博次委員

いや、両方と理事者に。

山本里香委員長

どの程度のということですね。

岡田観光推進室長

ご質問にお答えすることになるかどうかわかりませんが、質問にお答えします。

どういった腹でということをお聞きになられたかと思いますが、私が確認をしており、担当室長としての考えを一般論として述べさせていただきます。

三重県の、みえの国観光大使に西野カナさんという新しい歌手さんが最近でなられました。県の観光室が担当ですが、西野カナさんが地元に来てラジオ番組に出た。そのときに観光室も自分の番組やで呼んであげるわと、これに金銭関係はございません。そういったところに自分の番組としてPRをしてあげると、そのとき観光室も来てくれたら、そこでPRを同じふるさと同じで、全国に向けてラジオ番組でPRしましょうということで、これはウインウインの関係でいいお話だなと思って、そういう形も考えておきまして、現段階で、私、担当としましては金額的なことにつきましては、当然イベントに来てもらったら、先ほどの成人式の話でもないですが、そういった時間的な芸能活動を一時やめて、時間的にご不自由をしていただいているわけですから、それに対する謝礼というか、そういったところは当然必要だろうと思いますが、基本的には本人のブログあるいは番組で、四日市市出身なんですというようなことを言ってもらったり、このごろ夜景がきれいなんですよなんて言っていただいたりしてもらおうと、非常にウインウインのイメージアップにつながるのではと思って、それを私どもの仕事の張り合いにもしたいなということで、お答えになっておるかどうかわかりませんが、1問目についてはそういうことでございます。

以上です。

山本里香委員長

ちょっと待ってください。2問目はいいですかね。

芳野正英委員外議員

多分、理事者では答えにくいと思うので。

山本里香委員長

そうですね。それでは、芳野議員。

芳野正英委員外議員

済みません。こちらが議員提案でした条例案ですので、理事者の方から、何で商工農水部なんやと言われると、本当はやりたくなかったのかもしれませんが、私がかわりに答えをさせていただこうと思います。

これは、小林委員が先ほどもご指摘された、観光大使設置条例の本当に根本の議論かと思えます。観光大使にどこまで仕事をさせるのかということだと思えます。先ほども申し上げましたように、今回はこういう観光大使というような形で条例案を出させていただきましたが、今から、もし皆様のご審議をいただく中で、もう少し広い役割を持たせたほうがいいんじゃないかという声が多いようであれば、その点のちょっと修正は図ってみたいなというふうに思っています。

その中で、例えば観光に関する部分ですので、商工農水部でございますけれども、そういう市のシティーセールス全体、四日市市全体の発信に観光大使が役割を担うのであれば、やはり政策推進部が今シティーセールス事業をやっておりますので、その所管になるのかなというふうには思っています。

加えて条例案の中の活動、5条の活動なんかも、今は市の観光施策に対する意見、助言というふうになっていますが、例えば先ほど申し上げましたように、ふるさと納税に対して、じゃ、四日市市、ふるさと納税をアップするにはどうしたらいいか、観光大使にお聞きしますとか、四日市市へのUターン就職をふやすのにとか、四日市市の魅力を発信するのにどうしたらいいかといったことも助言、意見を求めるような懇談会みたいなものやっっていく可能性はあると思います。そうすると、観光大使というよりはもう少し幅広の、仮称ですけど、先ほど私が言ったようなふるさと大使ですとか、そういう形にして、もう少し幅広く持たせることも可能なのかなというふうには思います。

村山繁生委員外議員

済みません。ちょっと小林委員の1問目のご質問に対してですけど、それはわざわざその番組をつくるとか、PRをしようと思うと、そんなもの、どえらい膨大なお金、これはもうちょっと話にならんとお思いますけれども、例えば観光大使が、例えばインタビューのそういう番組というか、インタビューのタイミングがあるとしますよね。その場で、これは一つの細かい話です。例えばそういうお茶を飲むシーンがあって、四日市萬古焼の急須でこうお茶を飲むシーンがあって、これはそういう四日市萬古焼の急須なんですよと言って、でもって、お茶がおいしいんですよとか、例えばそういうことを言っていただくだけで、物すごいこれ四日市市の全国的なPRになるんですね。そういったことも考えられるのではないかというふうに、私は一つ思っております。

山本里香委員長

それでは、今、1時間程度……。今のことで。

小林博次委員

ちょぼっとだけね。

市も同じようなことを考えてという答弁があったから、どうして担当部署が商工農水部なのかと。例えば観光といっても、今現状ここでやると長いからやめるけど、らしきことにはなっていないとおっしゃるんですけど。ここでやろうとするのは条例で、だから、要綱でなくて条例で本腰を入れてやるよという発想が出てきたとすると、受ける側、だから、観光で売り出していくような品物があるかどうかということも含めて考えていくと、その条例と体制がマッチしていないというふうなことも思っている。観光って商工農水部だけでできるはずはないのでな。全市的に対応してやっていかんと、これ、とても成果は上がってこない。

よそのやつを見ていると、確かに岡田さんが答弁したみたいなことをやっているけど、本気でやろうとすると、プロダクションとどこまで契約して、どうするのかということと、それから、やっぱり四日市市のことを本腰入れてPRしていこうとすると、そんなあんだ、ただでって、そんなことでは今まで要綱でやっておるところとちょっとも変わらんよと。だから、変えてやろうとするのなら、どれぐらい本腰が入っているのということが聞きた

かったわけやな。でも、話を聞くと、本腰は入っておらんけど、まあ、やりたいなと、そういうことはつかみ取れたんやけど。それやと、何かうだうだ今までも声がありながら、物としてはまとまってきてなかったけれども、その延長線上で何か対応しても寂しい話やなというふうな気がしたから、二つを質問したわけね。

だから、本腰で予算があるのかというのは、本腰でやる気があるのかということ質問したわけやけど、実際には部長が、それぐらいなら、おれ、銭をとってくるよという答弁でもあるのかなと思いきや、そんなことでもなかったんで、また、これはおいおい条例審査の中でまた意見を出させていただきます。

終わり。

山本里香委員長

じゃ、ちょっとここで一たん10分ほど休憩を入れたいと思います。15分、あの時計で15分再開でよろしいでしょうか。ちょっとの間、お時間を、休憩をとります。

11:06 休憩

11:16 再開

山本里香委員長

それでは、再開をいたします。

今、小林委員からの質問に、部署をまたぐのではないかとかそういう質問が出ておりましたが、お答えもいただいたところです。今後の進め方について、ちょっと皆様のご意見をいただきたいと思います。

森 智広委員

済みません。先ほどの議論の流れなんですけれども、観光、観光という言葉がちょっとやっぱり全面的にクローズアップされるんですけれども、そういう名前なので。本意として、シティーセールス等々を含む内容のものをそもそもは意図していました。じゃ、それをどういう名前にするのかといったときに、今、観光大使としている理由というのは、自分の中で観光大使というネーミングのほうが世の中の人にとってわかりやすいし、腹に落

ちしやすいネーミングなのかなというところで観光大使としています。それはあくまでも主観の範囲ですね。主観で、私の考えで観光大使というものが、どうせ決められるのならば普及しやすい。ほかのところもそういうネーミングなので。わけのわからん何とか何とか大使よりもいいのではないかという思いであるので、ここにこだわっているつもりは今のうちです。ないです。観光の意味を広義にとらえてシティーセールス等々を含む観光だという意図が本当はあるんですけども、それはやはり誤解を生みやすいとか、間違った解釈をされるというのであれば、やはり柔軟にここの委員会で新しいネーミングなり意図なり、織り込んでいただければとは思いますが、こだわりという、そこまでこだわりというのではないといえませんが。

山本里香委員長

このことで、小林委員。

小林博次委員

例えば幅広くシティーセールスができるということを条例の名前にして、ここの第1条にもあるみたいに、そういうことを、四日市市のことを幅広くPRするために観光大使を設置すると書いてあるわけね。それでいいと思うのやけど、それで。だから、条例だから幅広くやるというのだったら、幅広くやることを大儀として条例をつくって、名称とか活動というのは、第1条に規定された中身でいいのではないかと考えているんですけどね。

山本里香委員長

これからつくっていく過程の中で決めていくことで、でも、今、皆さんからのご意見をいただいている中には、観光を広義にとらえるとか、シティーセールスの部分も入れるとなると、今ここの理事者対応だけでは難しいというご意見もちょっといただいたわけですが、進め方としては、もう全体をどうするかを決めてから条文に入っていくと、物事は進んでいかないとしますので、大前提の部分、大前提の部分ですけども、ご意見はありますか。条例化をするということの中で、要綱ではなくて条例化をしようということに進んでいるわけですから、条例化をできるようにもう詰めていくわけですね。先ほどの法的な部分もクリアできるように、何とか解釈をしていきたいということだと思し、それから、名前がどうのこうのというのもまた決めていくわけですけども、イメージ、

全体像としてその広く観光だけではなくて、広義の観光としてとらえるということは、発議者の前段で芳野議員からも受け答えの中でお答えがあったと思います。今、森委員のほうからもありましたが。

伊藤 元委員

済みません。ちょっとわからんようになってきたんやけれども、最初の意図するところはやっぱり芸能界やとか、いろいろ各界で幅広く活動しておる人たちに力を借りて、四日市市を売り込んでいこうというところが第一義的にあったと思うんですよ。ですよね。それで、私、さっきからちょっと聞いておったのは、無償でというすばらしい発想なんやけれども、実際に一線で活動されておる人たちが本当に無償でどこまでやってくれるんやろうというのがあるんですよ。やっぱり小林委員もそれを多分思われておると思うんですよ。そうやで、やっぱりしっかりと四日市市のまちを売り込んでいくのなら、やっぱり払うものは払って、その費用対効果を得るといふふうな考えのほうのが、私は正当やと思っています。そやけど、無償でという、協力してくれる人たちがお見えになるのであれば、それはすごくウエルカムで、歓迎することやと思いますね。やで、そこら辺のそのやりとりがどこまでできるのやろうというのがやっぱり少し見えてないかなというふうに感じるんですよ。そこで、申しわけないけど、今、森委員のほうからの話やと、一応それに特化せずとか、こだわらないというふうに発言があった。その辺を聞くと、ちょっとどうもその意図が薄れてないかなというふうにも感じるんやけど、僕はええことやで、ぼんぼん押していったらええなどは思っておるんですよ。そやけど、例えばもう名前も変えてとかになると、だんだんその辺の意味合いが薄れてきて、もう正直、ごめんなさいね、見かけ倒しだけの条例になってしまわないかなって。条例ってそんなものなのかなとちょっと思うところがあります。

ですから、そうじゃなくて、やっぱりそう決めていくのであれば、それをええ形に持っていけるようになるだけ努力はせなあかんと思うのやけれども、なかなかまだこの検討を要する課題というのがある中で、どこまでそれが言えるのかなというのは今のところ私の思いです。意見として。

山本里香委員長

少し委員の皆さんの条例策定に向けてのご意見をいただきたいと思います。

## 樋口龍馬委員

今の小林委員と伊藤委員の質問に答える形というとおかしいですけど、私も策定段階から話もしていましたし、私自身もちょっとその前から偶然岡田さんともお話をさせていただいていた、同じようなことを話させていただいていた経緯もあって、ある程度自分なりの理解を持っている中で、先ほど岡田さんの答弁がすべてかなというふうに私は思っているんです。

というのは、ウインウインの関係でという中には、市の番組をというのもありましたけど、イメージキャラクターのような形で、そこに関して多分二の足を踏んでみえたんやなというのが見えるんですが、公平性が担保できないというので、イメージキャラクターにこの人は使って、この人は使わんのかというような議論とかもある中でも、イヨカンでした、ミカンでしたっけ、友近なんかはもう空港なんかには彼女のポスターでもうずーっと愛媛県がPRされているんですよね。それはもう彼女にとってもプラスなわけですよ。ここに来たら、あの子やと。それがまさにお互いが利益を得る関係だと思っただけですよ。キャラクターのいいところを、市としても利用して、市の中で自分自身の売り込みをしていったり、関連性を出してミックスアップしていく、お互いがお互いのいいところを補完しながら進めていく、観光大使というもの自身が市のまさにトップセールスマンとなって進めていくための条例なのかなと。そういう意味で要綱で定めるよりも、むしろ条例というかたい形で、だから、選定に関してはかなり確かに難しくなってくると思う。だれでも何でものべつ幕なしというわけにはいかなくはなってくると思うんですよ。

例の中でも、特別な大使と普通の大使をわざわざ分けている例が結構あるんですね。前橋市も二つ載っけていますし、岐阜市も二つ載っけていますし、豊橋市も二つ載っけています。大津市も二つ載っけているわけですね。そういうふうな差別化をどこかの時点でしながら、いかに条例を四日市市がプロモーションの素材として使っていか、その素地になるそんな条例に仕上げていくということが、私なりの今回の審査に係る部分で、どうやって取り組んでいこうかなという意気込みの一つではあるんですが、確かに有名無実なものになってしまっただけではいけないと思いますので、そこも含めて条例文の中に盛り込んでいかなきゃいけないものなのか、解釈一つでどこまでも広げられるようなものにしていくのか、そのことを少し幅広く持ちたいという意味で、7条の市長が別に定めるの中で、行政側の柔軟な対応ができる逃げ道というのと、あれですけども、一つの方向も持たせながら、

やっていきたいという部分が出ているのは、私もその発議者のうちの1人という形になりますので、ただ、これ、発議者もそれぞれが個人別々の個体でありますので、そこに関してはどこまで思いが一本化しているかという部分はあるかと思いますが、私なりの小林委員と伊藤委員に対する、こんなふうにとらえていってはいかがでしょうかねという意見の提案というような形でさせていただければと思います。

森 智広委員

済みません。ちょっと観光大使にこだわらないという発言がちょっと誤ってお伝えしている可能性があるのですが、再度説明させていただきますと、やはり条例を設定していきたいという思いが、1条の趣旨の部分で、本市にゆかりのある者を通じて、本市の魅力、よさを広く国内外にPRするためなので、これ、これが目的、趣旨なので、これを実現するために、私は、発議の段階では観光大使という名前がいいと思ったわけですがけれども、じゃ、ただ、皆様方の意見で、いやいや、観光大使よりもこっちのほうがいいよということであれば、それは審議していただくべきであると思いますし、国内外にPRするために、要はどの部署がいいのかといったときに、結果として観光に引っ張られて商工農水部になってしまったのかもしれないですがけれども、どこの部署がいいのかということも含めて議論していただければいいと思います。だから、ネーミングに関しても、趣旨を実現するために、どういったネーミングが本当はいいのかというところで議論いただければ。もう観光大使でいいのであれば、いいと。もっとこっちのほうがいいということであれば、委員会で決められたとなれば、それがいいと、そういうもので、別に軽く思っているわけではないんです。今のところ個人としては、観光大使が一番効果を発揮できるなと思っているので、そういった認識ですので、お願いします。

山本里香委員長

それが皆さんの中で審議をされればいいということですね。

ほかに、進め方で、今、皆さんのご意見をいただきたいと思いますが、個々のことに入っていきますと、また次のことになる。前提としての進め方ですがけれども、今、担当の部局ということの中で、商工農水部に来ていただいて、観光で来ていただいていますけれども、もちろんこの委員会に付託された以上、委員会で審議をしていくということですが、例えばもう少し幅を広げていくときに、予算的な措置とか、それから、部局をまたいで、



ここへ出席していただく要請もしなければいけないということであれば、ご意見もいただきたいと思います。

小林博次委員

別にこれ、農水商工部に付託されたわけやんか、これが。

山本里香委員長

だから、基本ですからね。これが。

小林博次委員

ここで議論して、観光って商工農水部の担当だけではなかなかきちっとやれるものではないので、もうちょっと幹部職員とかほかの部署も顔を出してもらったほうがいいのかどうか。含めてのことですやん。

山本里香委員長

そういうご意見もいただきましたので、今回調べていただいていることの回答をいただくこととともに、次回に少しそういうことを含めて、こちらのほうで手配をしたいと思いますが、要望があれば、言っておいてください。

森 智広委員

先ほど小林委員がおっしゃられた、まさにそのとおりやと思います。ここの6条には、事務を商工農水部がやるだけであって、取り組みとしてはもう全庁的に取り組んでいただきたい内容でありますので、あくまでも商工農水部にすべて押しつけるのではなくて、事務という、事務的な役割、あとはもう全庁的に取り組んでいただくということで、各関連部署の要職の方にもお越しいただいたほうが話はよりスムーズに進んでいくのではないかと考えております。

山本里香委員長

ほかによろしいですか。そのように進めさせていただきたいと思います。

発議者の方、よろしいですか。もう今、代弁もしていただいておりますが。

(なし)

山本里香委員長

それでは、次回は平成24年7月26日にこの件で進めさせていただきますので、そのときまでに皆さんにまたこういうことになっていますということで、お知らせいたします。よろしいでしょうか。

次回までのときにこのことをということがもしあったら。こんな資料を。

それでは、この件についてはここでとどめたいと思います。ありがとうございました。委員の方はちょっと残っていただいて、理事者の方は退席をいただきたいと思います。ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆さん、午後は1時から第1委員会室のほうでさせていただきますが、ちょっと今、時間がありますので、視察で3日間ご苦労いただいたわけですが、そのことで何かまとめるヒントとして、皆さんのご意見があれば、感想があれば、ちょっと伺いたいと思います。感想ですので、気軽に言っていただければいいと思います。

樋口龍馬委員

私の経験不足もあって、事前のリサーチがうまくいってなかったもので、視察先にこれを見に行くというターゲットの絞り方が、現場で、おお、こういうことかというのを自分の中で落としたのがあったので、委員長、副委員長の視察をするに際しての意図するところをもう少し僕自身が聞き取らなきゃいけなかったんですが、それがちょっとうまくいかなかったもので、もう一回はないので、あれなんですけれども、同じ委員会で視察に行くということはもう一回はないので、あれなんですけれども、今後は、自分としてはもう少し事前の調べをちゃんとしてから行かないと、特に遊休農地の活用の部分が、もう少し深いところまで聞けたはずなのに、表面をさらっとなでただけになったので、残念だったなというふうに自分で反省をしておるところでございます。

以上です。

山本里香委員長

ほかにありましたら。いいお勉強になりましたか。

伊藤 元委員

はい、それなりに。

山本里香委員長

それでは、今から休憩をとっていただいて、1時に集合ということでお願いいたします。

11：32 閉議